

# 島根県税の納税等の証明書交付申請書 記載例

第68号様式その1(第30条関係)

収入証紙

**記載例 1**  
**(ご本人が申請される場合)**

## 島根県税の納税等の証明書交付申請書 (一般用)

※本枠内を御記入ください。また、注意事項を裏面に記載しておりますので、必ず御確認ください。

県民センター所長 様		令和 ○ 年 4 月 1 2 日	番号
申請者 (窓口に来られた方)	住所 (所在地) 島根県松江市殿町1番地	ふりがな しまね たろう	氏名 島根 太郎 (法人名及び代表者氏名)
※公的証明書で申請者の御本人確認をします。	(電話) 0852-22-XXXX		
委任者 (納税義務者)	住所 (所在地)	ふりがな	氏名 (法人名及び代表者氏名)
※委任者が個人の場合、必ず御本人が自署してください。	私は、上記申請者を代理人と定め、島根県税の納税等の証明書の交付申請及び受領の権限を委任します。 年 月 日		

次のとおり証明書の交付を申請します。(該当する番号に○印を記入してください。)

番号	使用目的	番号	使用目的	手数料
1	県が行う入札の参加資格審査申請のため(一般競争入札に参加する場合も含む。)	6	施設業の許可申請(新規・更新等)または施設業の決算変更届提出のため	必要
2	県の行う融資を受けるため	7	公益法人の事業報告等のため	島根県収入証紙(証明書1枚につき420円)をあらかじめ御用意ください。(購入方法裏面参照)
3	県以外の融資を受けるため	8	酒類販売業免許等の申請のため	
4	補助金等の交付申請のため	9	自動車の所有権解除・売買等のため	
5	担保権の設定のため	10	その他( )	
11	県との随意契約に係る見積書の提出のため	12	鉱区税の申請・出願等のため(登録番号 貳・探・砂 第 号)(申請種別: 試掘権延長・探掘権転願・探掘出願地の増減)	不要

番号	証明を受けようとする事項	必要とする枚数
1	全税目について、未納の徴収金がないこと	1 枚
2	滞納処分を受けたことがないこと(過去 年間)	枚
3	法人の県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の税額(事業年度 年 月 日～ 年 月 日分)	枚
4	個人の事業税の税額(事業年度 年分)	枚
5	自動車税種別割(又は令和元年度以前の年度分の旧自動車税)の税額(年度分/登録番号)	枚
6	その他( )	枚

申請者の確認	確認方法	領収証番号	証紙貼付委託額	取扱者	確認者	貼付額	過不足額	貼付年月日	受託者
<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 行政書士証 <input type="checkbox"/> その他( )		円			円	円		
<input type="checkbox"/> 郵送	—	—	円			円	円		

申請日(窓口に来られる場合は来庁日)を記載してください。

申請される御本人(納税義務者)の情報をご記載ください。御本人からの申請が難しい場合は、委任をお願いします。(記載例2へ)

○窓口へ来庁される場合は、公的証明書でご本人確認させていただきます。

○郵送申請の場合は、申請者欄に記載の方あてに返送します。

○納税義務者が**法人**の場合は、以下の点にご注意ください。

- ・法人の代表者の方が直接来庁される場合は本人申請となります。従業員の方などが来庁される場合は委任をお願いします。(記載例2へ)
- ・支社長など、申請権限を持つ方からの申請もお受けしています。その場合は余白(委任者欄など)に本社所在地をご記載ください。(証明書は登記上の本社所在地で発行します。)

証明書の使用目的をご記載ください。

**【使用目的が1～10の場合】**

- ・証明書1枚につき420円分の島根県収入証紙をご用意ください。県外の方など、購入が難しい方は県民センターの窓口までお問い合わせください。

**【使用目的が11、12の場合】**

- ・手数料は不要です。
- ・特に11については、提出先に随意契約で間違いはないかご確認ください。

証明事項及び必要枚数をご記載ください。

証明事項については発行窓口では判断ができませんので、必ず提出先にご確認いただきますようお願いいたします。

# 島根県税の納税等の証明書交付申請書 記載例

第68号様式その1(第30条関係)

**記載例 2**  
(委任を受けた方が申請される場合)

収入証紙

## 島根県税の納税等の証明書交付申請書 (一般用)

※太枠内を御記入ください。また、注意事項を裏面に記載しておりますので、必ず御確認ください。

県民センター所長 様	令和 ○ 年 4 月 12 日	番号
申請者 (窓口に来られた方)	住所 島根県松江市東津田町1 7 4 1 - 1 (所在地) ふりがな しまね はなこ 氏名 島根 花子 (法人名及び代表者氏名) (電話 0852-32-XXXX)	
※公的証明書で申請者の御本人確認をします。		
委任者 (納税義務者)	住所 島根県松江市殿町1 番地 (所在地) ふりがな かぶしきかいしゃ まるまる 氏名 株式会社 ○○ 代表取締役 島根 太郎 (法人名及び代表者氏名) (電話 0852-22-AAAA)	
※委任者が個人の場合、必ず御本人が自署してください。		
代理人の方(ご家族、従業員の方も含む)が来所される場合には、下欄を御記入いただくか、別途要件を満たした委任状を御提出ください。	私は、上記申請者を代理人と定め、島根県税の納税等の証明書の交付申請及び受領の権限を委任します。 令和 ○ 年 4 月 11 日	

次のとおり証明書の交付を申請します。(該当する番号に○印を記入してください。)

1 証明書の使用目的

番号	使用目的	番号	使用目的	手数料
1	県が行う入札の参加資格審査申請のため(一般競争入札に参加する場合も含む。)	6	施設業の許可申請(新規・更新等)または施設業の決算変更届提出のため	必要
2	県の行う融資を受けるため	7	公益法人の事業報告等のため	島根県収入証紙(証明書1枚につき420円)をあらかじめ御用意ください。(購入方法裏面参照)
3	県以外の融資を受けるため	8	酒類販売業免許等の申請のため	
4	補助金等の交付申請のため	9	自動車の所有権解除・売買等のため	
5	担保権の設定のため	10	その他( )	
11	県との随意契約に係る見積書の提出のため	12	鉱区税の申請・出願等のため(登録番号 賦・採・砂 第 号)(申請種別: 試験権延長・採掘権転讓・採掘出願地の増減)	不要

2 証明事項及び必要枚数

番号	証明を受けようとする事項	必要とする枚数
1	全税目について、未納の徴収金がないこと	1 枚
2	滞納処分を受けたことがないこと(過去 2 年間)	1 枚
3	法人の県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の税額(事業年度 年 月 日～ 年 月 日分)	枚
4	個人の事業税の税額(事業年度 年分)	枚
5	自動車税種別割(又は令和元年度以前の年度分の旧自動車税)の税額(年度分/登録番号)	枚
6	その他( )	枚

申請者の確認	確認方法	領収証番号	証紙貼付委託額	取扱者	確認者	貼付額	過不足額	貼付年月日	受託者
<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 行政書士証票 その他( )		円			円	円		
<input type="checkbox"/> 郵送	—	—	円			円	円		

申請日(窓口に来られる場合は来庁日)を記載してください。

申請者(委任を受ける方)の情報を記載ください。  
 ○窓口へ来庁される場合は、公的証明書で御本人確認させていただきます。  
 ○郵送申請の場合は、申請者欄に記載の方あてに返送します。  
 ○法人の場合、従業員の方が来られる場合も委任が必要となります。

委任者(納税義務者;委任をされる方)の情報を記載ください。  
 ○日付は、委任者欄に記載された日をご記載ください。  
 ○委任者(納税義務者)が個人の場合は、以下の点にご注意ください。  
 ・真正性の担保のため、必ず自署をお願いします。  
 ○委任者(納税義務者)が法人の場合は、以下の点にご注意ください。  
 ・支社長など、申請権限を持つ方から委任された場合もお受けしています。  
 その場合は余白に本社所在地をご記載ください。  
 (証明書は登記上の本社所在地で発行します。)

証明書の使用目的をご記載ください。  
**【使用目的が1～10の場合】**  
 ・証明書1枚につき420円分の島根県収入証紙をご用意ください。  
 県外の方など、購入が難しい方は県民センターの窓口までお問い合わせください。  
**【使用目的が11, 12の場合】**  
 ・手数料は不要です。  
 ・特に11については、提出先に随意契約で間違いはないかご確認ください。

証明事項及び必要枚数をご記載ください。  
 証明事項については発行窓口では判断ができませんので、必ず提出先にご確認いただきますようお願いいたします。